

社会資本整備審議会 道路分科会

令和2年度 第1回中部地方小委員会

日時：令和2年6月24日（水）13:00～

場所：名古屋合同庁舎第2号館 3階整備局大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 計画段階評価について
- (2) 浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称） 第2回 計画段階評価
- (3) その他（新広域道路交通ビジョン・新広域道路交通計画）

3. 閉 会

〈配布資料〉

資料1	計画段階評価について
資料2	浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称） 第2回 計画段階評価
資料3－1	新たな広域道路交通計画について
資料3－2	新たな広域道路ネットワークに関する検討会 中間とりまとめ【概要】
資料3－3	今後の進め方について
参考資料1	浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称） 第2回アンケート（案）
参考資料2	新たな広域道路ネットワークに関する検討会 中間とりまとめ【本文】

社会資本整備審議会 道路分科会
令和２年度 第１回中部地方小委員会

出席者名簿

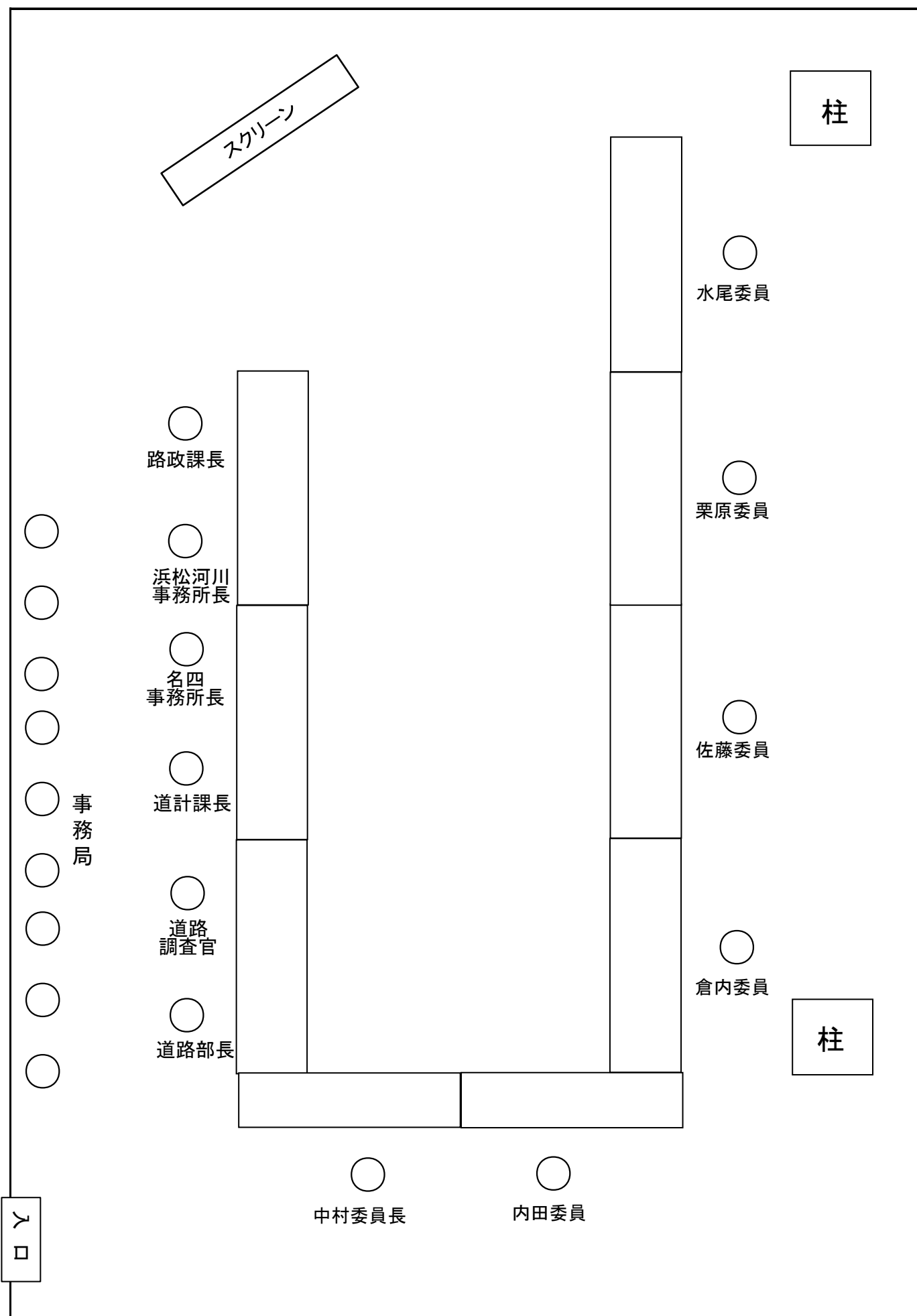
うちだ としひろ ○内田 俊 宏	中京大学経済学部 客員教授
くらうち ふみたか 倉内 文 孝	岐阜大学工学部社会基盤工学科 教授
くりはら だいすけ 栗原 大 介	(一社) 中部経済連合会 常務理事
さとう く み 佐藤 久 美	金城学院大学国際情報学部国際情報学科 教授
たか ぎ あきよし 高 木 朗 義	岐阜大学工学部社会基盤工学科 教授
なかむら ひ で き ◎中村 英 樹	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
みずお え り 水尾 衣 里	名城大学人間学部人間学研究科 教授

※敬称略、五十音順 ◎は委員長 ○は副委員長

社会資本整備審議会 道路分科会 令和2年度 第1回中部地方小委員会

配 席 図

場所：名古屋合同庁舎第2号館 3階整備局大会議室
日時：令和2年6月24日（水）13:00～



社会資本整備審議会道路分科会 中部地方小委員会運営規則

（趣旨）

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」（平成22年8月3日道路分科会長決定）に基づいて設置する地方小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（小委員会の事務）

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長（以下「分科会長」という。）の指名に基づき、以下の事務を行う。

- 1 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、中部地方整備局（以下「整備局」という。）からの報告を受けること。
- 2 整備局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

（小委員会の委員及び組織）

第3条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。）は、道路分科会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

- 2 委員等は、10名以内で組織する。
- 3 委員等の任期は、2年とする。
- 4 委員等は、再任されることができ、最長10年を限度とする。

（会議の成立条件）

第4条 会議は委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

（合同会議の開催）

第5条 案件に応じて、他の地方の小委員会と合同の会議を開催することができる。

- 2 合同の会議は、各地方の小委員会の委員等を合わせた委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 合同の会議の委員長は、各地方小委員会のいずれかの委員長が行い、また一方の委員長は副委員長を行う。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。

（審議過程の透明性の確保）

第6条 小委員会における審議過程の透明性を確保を図るため、委員等の氏名、会議の開催についてはあらかじめ公表するものとする。

- 2 小委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、委員等は非公開の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 3 小委員会の会議に提出された資料等については、会議終了後、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については公表しないものとする。

(下部組織の設置)

第7条 小委員会の委員長は、必要があると認めるときは、小委員会の下部組織を設置することができる。

2 下部組織に属すべき委員等は、小委員会に属する委員等のうちから、小委員会の委員長が指名する。

(小委員会の庶務)

第8条 小委員会の庶務は、整備局道路部路政課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成22年12月7日から施行する。

改正 平成24年6月11日

改正 平成28年11月24日

社会資本整備審議会 道路分科会

中部地方小委員会 委員名簿

いたや 板谷	あけみ 明美	三重大学生物資源学研究科 准教授
うちだ ○内田	としひろ 俊 宏	中京大学経済学部 客員教授
くらうち 倉内	ふみたか 文 孝	岐阜大学工学部社会基盤工学科 教授
くりはら 栗原	だいすけ 大介	(一社) 中部経済連合会 常務理事
さとう 佐藤	く み 久美	金城学院大学国際情報学部国際情報学科 教授
たか ぎ 高 木	あきよし 朗 義	岐阜大学工学部社会基盤工学科 教授
なかむら ◎中村	ひ で き 英樹	名古屋大学大学院環境学研究科 教授
みずお 水尾	え り 衣里	名城大学人間学部人間学研究科 教授
やまだ 山田	え り 恵里	名古屋市立大学大学院経済学研究科・経済学部 講師

※敬称略、五十音順 ◎は委員長 ○は副委員長